

緊急事態宣言による公共施設の利用制限等について 9月30日まで延長いたします。

緊急事態宣言の再々延長にともない、公共施設の利用制限を延長いたします。

(今後の感染状況等により期間又は内容を変更する場合があります。)

利用者の皆様におかれましては、ご不便をおかけしておりますが、新型コロナウイルス感染防止対策について、引き続きご協力をお願いいたします。(令和3年9月10日)

変更点 図書館の新聞・雑誌コーナーの利用を再開します。

利用再開は9月14日からです。

引続き行う制限等

1 利用定員については、定員の1/2以内に制限します。

各施設の利用可能定員については、定員の1/2(5割程度)を目安として利用定員を制限いたします。(夜間帯の利用は引続き禁止とします。)

2 調理室の利用は、禁止です。

飲食の場の感染リスクが高い等のため、調理室の利用は禁止です。

3 会議室等の利用は、引続き午後5時までとし、閉館時間も午後5時です。

市民センター等の各施設の夜間帯の利用は禁止です。

4 会議室等での飲食は、禁止です。

会議室等(調理室含む。)での飲食については、飲食の場の感染リスクが高い等のため、飲食は禁止です。ただし、個別包装のお菓子類及びペットボトル等で一人一人専用のものを確保した上で飲料は可能です。(飲酒は禁止です。)

5 屋外運動施設の利用は、午後5時(サッカー場は午後7時)までの利用です。

感染防止対策等をしっかり行っていただき、午後5時までの利用です。

※内山サッカー場については、午後7時までの利用です。

6 体育館の利用は、午後5時までの利用です。

体育館(健康増進室含む。)については、感染防止対策等をしっかり行っていただき、午後5時までの利用です。

☆ご利用する際には、必ずご確認ください。

利用する施設によっては設備状況や特性などから、施設ごとに利用定員制限又は利用のルールを設けている場合がありますので、ご利用する前にお確かめください。

☆感染防止の要は、みなさまです。

感染防止対策は、利用者お一人お一人の行動と責任にかかっております。

どうぞ、別紙の「公共施設を利用される皆様へのお願い(新型コロナウイルス感染防止対策)」をお読みになって防止対策をとられた上でご利用いただけますようお願いいたします。

☆使用料等の還付について

期間中のキャンセルに際しては、既に収めていただいている使用料等について、原則全額還

公共施設を利用される皆様へのお願い (新型コロナウイルス感染防止対策)

利用者の皆様には、新型コロナウイルス感染防止のため、以下の防止対策についてご協力をお願いいたします。(令和3年5月31日)

- ・利用にあたっては、**マスクの着用**をしてください。
- ・利用前にご自身で、**検温**を行ってください。
- ・**発熱(平熱+1度以上の熱がある場合)**や風邪症状等、**体調の優れない方は、利用を控えてください。**
- ・利用前、休憩時及び終了時には、**手洗い等**を行ってください。
- ・代表者の方は、利用開始時及び利用中の**参加者全員の体調を確認**してください。
- ・万一感染者が出た場合の積極的疫学調査に備えて、代表者の方は参加者の**氏名・連絡先等を記録し提出**してください。(記入用紙は当日お渡しします。)
- ・人と人の**間隔を十分に確保(1m程度)**できる程度の人数でご利用ください。
- ・密閉空間とならないように、**30分毎に数分間換気**を行ってください。なお、換気中は休憩するなど、近隣の方に配慮して、なるべく音を出さないようにしてください。
- ・可能な限り、**近距離での会話や発声を避けて**ください。
- ・利用中の飲食は、**飲食の場の感染リスクが高い等のため、会議室等での飲食は禁止**します。ただし、**個別包装のお菓子類及びペットボトル等**で一人一人専用のもを確保した上での飲料は可能とします。(飲酒は禁止します。)
- ・広範囲に**飛沫が飛ぶような活動や顔や身体を密接させる活動**は十分に予防対策を取り行ってください。

【お願い】 利用する施設によっては設備状況や特性などから、施設ごとに上記以外にも感染防止のためをお願いをする場合がありますので、予めご了承ください。